



明日を生きるための 若者気候訴訟 Youth Climate Case Japan

NEWS LETTER

ニュースレター
No.06 | 2025年10月24日

満員の傍聴席と空の被告席

ウィルソン・元ハワイ州最高裁裁判官も 第4回期日を傍聴

今回も各地から多くの方が名古屋地方裁判所につけついでくださり、ハワイの最高裁判所のウィルソン元裁判官も傍聴席で裁判の進行を見守る中、被告らは裁判での原告らの請求を全面的に否定ないし争うことを明らかにしました。

原告らは、JERAやJパワーなど火力発電事業者10社に対し、科学に基づく排出削減（2019年の排出量に比べて2030年に48%、2035年に65%削減）を求めています。この削減水準は、IPCCの第6次評価報告書が世界全体の平均気温を1.5℃に抑え、危険な気候変動による被害から原告らを含む人々を守るために、世界全体が必要としている水準です。日本の火力発電事業者である被告らには最低限の削減義務の水準というべきですが、被告らの削減計画はこれを下回っています。原告側では、不十分な削減しか計画していないことは不法行為を構成すると述べてきましたが、今回、被告らは、そもそも、被告らに排出削減の法的義務はないとする書面を提出して、全面的に争う姿勢を明らかにしました（詳細は本誌2頁）。

といっても、法廷の被告席には誰もおらず、法廷の一角に置かれたオンライン画面から「陳述し

ます」との声が聞こえただけ。もともと、日本の法廷は書面中心主義で口頭でのやり取りが乏しいため、傍聴席からは、何が争点で、双方の主張にどのような対立があり議論されているのか、わかりにくいという問題がありますが、抽選のために長い時間、並び、傍聴券を得て法廷に臨んだ多くの傍聴の方々には、被告らの裁判所に出廷もしない態度は被告らが訴訟を軽んじているように映ったのも無理はありません。もっとも、オンラインの画面に傍聴席の人々の姿は映らないので、被告らは傍聴席の空気に気付かなかったことでしょう。原告二人は裁判官に直接、日々の生活での気候変動の悪影響や訴訟に至った考えを伝えました。



ウィルソン・元ハワイ州最高裁審判官（後列中央左）と若者気候訴訟の原告たち

今回のニュースレター 目次

若者気候訴訟における被告の主張	P.2
原告からの第4回期日報告	P.3
お知らせ	P.4
WORLD NEWS	P.4
資料案内	P.4

第5回期日は 2026年1月8日（木）14:30

若者気候訴訟の第3回口頭弁論期日は、2026年1月8日（木）14:30から、名古屋地方裁判所にて開かれます。裁判はどなたでも傍聴することができます。期日の終了後は、裁判所近くの会場にて報告会も開催します。ぜひ傍聴席から応援をお願いします！（詳細は4ページ）

CO2排出削減は「法的義務」か「社会的責任」か

～若者気候訴訟における被告の主張～

被告らの主張

被告らは、十分な削減をすることなく排出を続けても不法行為責任を負わない理由として、以下のことを主張しています。

- ①原告らが気候変動によって被るとする権利利益の内容が不明確
- ②気候変動の科学や国際合意は国のエネルギー政策の必要性を示すに過ぎず、電力会社に削減義務を課すものではない。
- ③そもそも日本に、被告らに排出削減を義務づける明文の法律はない。
- ④外国の判決は日本の訴訟での参考にならない。
- ⑤最高裁判所は不法行為法による差止めを認めていない。
- ⑥JERAのCO₂排出量は世界全体の0.37%に過ぎず、原告の被害に帰責できるほどの関連性がない。

被告らの主張はどこが間違っているのか

被告の主張は、原告らの被害はとるに足りないもので、法的保護に値しないというもの、温暖化対策に取り組んでいると広報しているのは社会的責任によるもので、法的責任はないということです。気候変動への危機感のなさが非常に良く表れています。

1.5℃目標は、私たち子どもたちの世代の生存のために実現していかなければなりません。日本の最大の排出セクターである火力発電事業者の排出削減——石炭火力はもとより、天然ガス火力からも早期に脱却して、再生可能エネルギー電気に転換していくこと——は、世界共通の温暖化対策の1丁目1番地の取組です。日本最大の排出事業者JERAなどの電力事業者の削減が義務でなければ、1.5℃目標の実現はおろか、温暖化を止めることはできないからです。

今年7月23日、国際司法裁判所は「気候変動に関する勧告的意見」で、パリ協定の目標は気温上昇を1.5℃に抑えることであり、国家には1.5℃目標の実現に最大限貢献する国際慣習法上の義務があること、国家の義務の最も重要な義務は、温暖化の緩和（排出削減）の義務であることを明らかにしました。具体的には、民間企業の活動を規制することを含め、削減目標を高め、実現のために厳格なデューデリジェンス（相当な注意）を尽くして行動する義務であり、それを

怠ることは国家の不法行為となることも明確にしています。第4回期日では、原告第6準備書面でこの内容を紹介しましたが、第5回期日ではさらに詳しく述べていく予定です。

被告らの排出削減は法的義務

被告らのような大排出事業者（JERAは日本最大の排出事業者）の排出削減は、オランダのNGOによるシェルに対する訴訟において、2021年にハーグ地裁が、2024年にはハーグ高裁も認めています。さらに、国際司法裁判所の勧告的意見で1.5℃目標の重要性が強く指摘されたところですが、被告らにはその意思はないようです。逆に、被告らは、極めてコストが高く国民経済的に全く見合わないアンモニア混焼や、地下深くにCO₂を埋めるという炭素回収貯留（CCS）を対策に掲げています。原告らは、実現性や削減効果の乏しい目くらましともいえる「対策」で石炭火力を稼働させ続けようとしています。原告たちがこの訴訟を提起したのは、被告らのこうした対応に対してなのです。

第4回期日前の5月27日に、ペルーの農夫がドイツ最大の電力会社RWEに対し、氷河湖の洪水への対策費用を求めた訴訟で、ドイツのハム高等裁判所が重要な判決を言い渡しました。RWEの排出量は世界の産業活動による排出量の0.38%（世界の全排出量の0.24%）を占め、これは他の事業者と比べて大したことはないとはいえないものと判断されました。加えて、その排出が世界の気温上昇、氷河の融解、氷河湖の水量の増加、洪水被害のリスクをもたらしている因果関係があるとし、その結果に対する帰責性も認めました。JERAの排出量はRWEを上回っています。この点も、今後、さらに深めていく予定です。

また、被告らは、大阪国際空港の飛行差止め訴訟で、昭和56年に最高裁判所が住民たちの将来の騒音被害に対する損害賠償を認めなかったことをもって、2030年や2035年の排出削減は却下されるべきと主張しています。本案前の抗弁（門前払いを求めるもの）とよばれるものです。この最高裁判決後、程なくして午後9時を飛行の門限とする和解が成立し、住民への影響が緩和されました。私たちの訴訟は、今後、悪化することが確実な気候変動の影響を最小化させるためのもので、空港訴訟とは大きく異なります。今回、改めてその不当性を指摘しました（原告準備書面5）。

※裁判所への提出資料は若者気候訴訟ウェブサイトで公開しています

報告

第4期期日でも 大勢からの応援が 私たちの希望に

私は愛知県名古屋市で生まれ育ち、現在は教員として日々、子どもたちと過ごしています。5年前に姉が「お肉を食べない」と言い始めたのを機に、動物利用問題や環境問題について深く調べ始めました。そして、気候変動が私たちの生命や生活を根本から脅かしているという事実を知り、危機感を覚えて、環境保護活動に取り組むようになりました。私は、未来を担う子どもたちが安心して生きられる社会にしていけることが、大人である私たちの責任だと思い、その責任を果たす一歩として、今回法廷に立ちました。

熱中症指数が高くなり運動場に出られない日が、ここ2、3年で明らかに増えました。校舎内で過ごさなければならぬ時間が増え、炎天下の過酷な登下校時には体調不良を訴える子どももいます。運動会も数年前から午前みの開催になり、開催時期も移行されました。私が子どもだった頃の「当たり前」が、今はもう無い。気候危機は、今の子どもたちの学びや成長の機会、大切な思い出さえも確実に奪っています。「また今日も外で遊べないの?」「先生、なんでこんなに暑い?」という声を聞いたたびに、焦りと無力感に襲われます。このままでは、子どもたちに明るい未来を保証できないと思うと、胸が苦しくなります。

また、海外でも、冷房がなく暑さに苦しむ人や、農園で「気候変動で栽培が難しくなった」と話す方を目にしました。気候危機が世界中で人々の健康や生活を脅かしていることを改めて痛感しました。日本を除く先進国の多くは、2030年までの石炭火力発電の段階的廃止に合意しています。しかし、日本は明確な目標すら掲げていません。私には、本当に大切なものを置き去りにし、目先の利益や便利さに執



第4期期日の終了後、裁判所前で支援者たちと共に



原告

安部 芙祐実さん

未来を担う
子どもたちが
安心して生きられるよう
私たちが今、行動を

着しているとしか思えません。取り返しがつかなくなる前に、国や企業には、今すぐCO₂排出量削減の目標を掲げて実行してほしいです。子どもたちには、安心して健康的に生きる権利があるはずです。その権利を守るために、司法が人権の砦としての役割を果たしてくれるよう、強く求めました。

第4期期日の法廷で口頭陳述をした際、裁判官とは少し目が合いましたが、被告である企業の方々はオンライン参加のため、画面に小さく映されているだけで、どのような表情や態度で聞いているのか全く掴めませんでした。私たちの切実な姿勢や傍聴席の臨場感が伝わらないことが、とても残念で悔しいです。

今回も、期日や期日後の報告会に多くの方が集ってくださり、大変ありがたく感じています。今回特別にハワイやインドから応援のために来日されたゲストのお二人からも、「もしハワイだったら、インドでももちろん、間違いなく勝訴する」「応援し続けるし、日本にとっての希望だ」などとても心強いメッセージとパワーをいただき、私たち原告の間でも希望が大きくなりました。

今後、裁判の回数を重ねるうちに、メディアや世間からの注目が薄れていく可能性もあります。周りの人に伝える、傍聴する、SNSやHPを見る、イベントに参加するなど、これからも若者気候訴訟を応援していただけたら幸いです。気候危機は、無関心ではいられても、無関係でいることはできません。ぜひ今後も一緒にこの訴訟を盛り上げ、未来のために行動していきましょう!

第4期期日報告会の録画もご覧ください。
<https://youth4cj.jp/blog/2025/09/25/4th-court-date-news/>



傍聴席から応援をお願いします！ ～第5回期日・報告会へご参加ください～

次の口頭弁論期日は、2026年1月8日（木）14時30分から、名古屋地方裁判所において開かれます。期日では、原告と弁護団から、意見陳述を行います。裁判の傍聴に大勢の人が訪れることで、裁判官やメディアに対し、この訴訟が社会から注目されていることを伝えることができます。自らを取り巻く状況やその想いを伝える原告の姿を、傍聴席からぜひ応援してください。期日終了後は近くの会場で報告会も開催します。

【第5回口頭弁論期日】

日 時：2026年1月8日（木）

13:10～13:25 傍聴整理券配布（定員を超える場合は抽選）

13:30～ 入廷行動

14:30～ 第5回口頭弁論期日

※入廷行動は時間を変更する場合があります。最新情報はウェブサイトをご覧ください。

内 容：原告による意見陳述、弁護団による訴状要旨陳述

場 所：名古屋地方裁判所

定 員：100名程度（満員の場合、抽選）

【報告会】

日 時：2026年1月8日（木）16:00頃～17:30頃

※時間を変更する場合があります。最新情報はウェブサイトをご覧ください。

場 所：桜華会館 松の間（名古屋市中区三の丸1-7-2）

& Zoom オンライン配信

申込み：オンライン参加のみ、要事前申込み

申込先：右に記載のQRコードよりお申込ください



若者気候訴訟ホームページをご覧ください

若者気候訴訟のホームページには、期日や関連するイベントなどの最新情報を掲載しています。

ぜひご覧ください！

<https://youth4cj.jp>



排出削減は国の義務 国際司法裁判所が勧告的意見

国際司法裁判所（ICJ）は7月23日、「各国は化石燃料の使用による人為的な温室効果ガスの排出を減らし、環境を保護する法的義務がある」とする勧告的意見を発表しました。国が1.5℃目標に沿った温室効果ガス排出削減計画を策定しない場合や、化石燃料産業への助成や新規開発許可を行う場合は、義務違反と見なされることを指摘しています。さらに、国家には気候変動から人権を保護する義務や、民間企業による温室効果ガス排出を規制する義務があることも示されました。

今回の勧告的意見は、海面上昇の危機に直面する太平洋の島国バヌアツなどが主導しました。気候変動による甚大な被害を受ける途上国や脆弱な立場の人々は、歴史的に温室効果ガス排出量の多い先進国に対して、損害賠償を含む責任を問う新たな法的根拠を得ることになりました。

資料案内

ブックレット

「世界の気候訴訟：危険な気候変動から護られる権利の確立へ」

この約10年間の世界の気候訴訟での特筆すべき動きや判決について、日本で神戸や横須賀の気候訴訟に関わった弁護士たちが、その背景や関係者の取り組みなどを解説するブックレットです。米国、欧州、中南米、インド、東アジアなどの事例を紹介しています。



発行：気候ネットワーク（2025年7月発行／2025年9月改訂）
A4判／全36ページ

ダウンロード
<https://kiconet.org/content/38179>

